

岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱

平成28年 3月23日決裁

改正 令和 2年 6月30日決裁

改正 令和 3年 3月30日決裁

改正 令和 6年 3月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、本市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員、同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同項第1号に掲げる職員をいう。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する障害を含む。）をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）を障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の規定を実施するため、別に定める岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱に係る留意事項（以下「留意事項」という。）の第1から第3までに留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 職員は、前項の規定を実施するため、別に定める留意事項の第4から第6までに留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないようにするとともに、障害者に対して合理的配慮が提供されるよう環境の整備を図らなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する職員

の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）及び事業者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情等（以下「相談等」という。）があった場合は、速やかに相談、苦情等記録票（様式第1号。以下「記録票」という。）に記録すること。

(3) 合理的配慮の提供の必要性を確認した場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、関係する課等（以下「関係課等」という。）と連携し、迅速かつ適切に問題に対処しなければならない。

（相談体制の整備等）

第5条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者等及び事業者からの相談等に的確に対応するため、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定める課に相談窓口を置く。

(1) 身体障害、知的障害その他の心身の機能の障害（次号に掲げるものを除く。） 福祉事務所障がい福祉課

(2) 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）及び難病 保健所地域保健課

2 相談等を行おうとする障害者等は、対面、手紙、電話、FAX、メールその他の任意の方法により、前項各号に掲げる相談窓口（以下「相談窓口」という。）に相談等を行うことができる。

3 相談窓口の職員は、前項の規定による相談等があった場合は、速やかに記録票に記録しなければならない。

4 相談窓口を設置する課の長は、障害者等の個人情報の保護等に配慮しつつ、相談等の内容に応じた関係課等の監督者に次項に定める相談等の処理を依頼することができる。

5 関係課等の監督者は、前項の規定による依頼を受けた場合又は前条第1項第2号の規定による記録をした場合は、相談等の内容に関する事実の確認を行い、当該事実があると認めるときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

6 関係課等の監督者は、前項の規定による事実の確認、是正措置等その他の処理の結果等を相談、苦情等報告書（様式第2号）に記載し、記録票を添えて第1項各号に掲げる障害の種類に応じた相談窓口を設置する課の長に報告するものとする。

7 前条第1項第2号又はこの条第3項の規定により記録された相談等及び前項の規定による報告の内容等は、今後の相談等に適切に対応するため、障害者等の個人情報の保護等に配慮しつつ、関係課等で情報を共有するものとする。

（研修・啓発）

第6条 本市は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法及び基本方針等の周知、障害者から話を聞く機会を設ける等必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項の研修は、新たに職員となった者に対しては障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させること、新たに監督者となった職員に対しては障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させることを目的として実施するものとする。

- 3 第1項の啓発を行うに当たっては、職員が障害の特性を理解するとともに、マニュアル等の利用により障害者に対して性別、年齢等に配慮しつつ、適切な対応を行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

相談、苦情等記録票

受付日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
受付方法	☐ 面談 ☐ 電話 ☐ その他（ ）
記入者名	部 課 職名 氏名
相談者	氏名 当該障害者との関係（ ） 連絡先（ ）
当該障害者	氏名（和暦） 年 月 日生（ 歳） 住所 障害の種類（身体・知的・精神・難病・不明・未所持他）
事案発生日	年 月 日
発生場所	
相談、苦情等の内容	（不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供） ○相談者及び当該障害者が求めること
回答状況	

関係課等に依頼を行う場合

処理依頼先	
依頼事項	

※ 匿名の場合における当該匿名の者に係る情報は、確認できた範囲で記入してください。

相談、苦情等報告書

下記のとおり報告します。

報告日 年 月 日

監督者名	部 課 氏名
相談者	氏名 当該障害者との関係（ ） 連絡先（ ）
当該障害者	氏名 (和暦) 年 月 日生 (歳) 住所 障害の種類（身体・知的・精神・難病・不明・未所持他）
事実確認結果	○正当な理由（有 ・ 無）
処理結果等	
相談者及び当該障害者への対応	(完了日) 年 月 日完了
特記事項	
記入者名	職名 氏名 連絡先

報告先：障がい福祉課→身体障害、知的障害その他の心身の機能の障害に関すること。

地域保健課→精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）及び難病に関すること。

※ 枠内に収まらない場合は、別紙を添付してください。